

「ニーサ」

「NISA」って 十二サ？

Q & A



2016年制度改正
対応版

- ・ はじめに
- ・ 2016年1月からの制度改正ポイント
- ・ NISAの全体イメージ
- ・ NISAの概要について
- ・ ジュニアNISAの概要について
- ・ ご参考 NISAと投資信託の活用法

東京海上アセットマネジメント

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料は情報提供を目的として東京海上アセットマネジメント株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
 当資料は当社が信頼できると判断した情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。当資料で使用している表・グラフは過去のものであり、将来の実績・運用成果などを保証するものではありません。当資料には一定の見解などが含まれていますが、その内容はあくまで作成日時点のものであり、将来変更される可能性があります。また、市場動向や個別銘柄の将来の動向を保証するものではありません。

はじめに



「NISA（ニーサ）」とは、2014年1月から始まった「少額投資非課税制度」のことで、上場株式や公募株式投資信託等から得られる配当所得および譲渡所得が非課税となる個人投資家を対象とした証券税制優遇制度です。

NISAは、イギリスで広く国民の資産形成・貯蓄の手段として定着している「ISA（Individual Savings Account）」を参考にした制度であり、日本（Nippon）版のISAということで、「NISA（ニーサ）」という愛称がつけられています。

NISAのスタートで、日本でも個人の資産形成が幅広く普及すると期待されているなか、当資料がみなさまの資産運用の一助となれば幸いです。






2016年1月からの制度改正ポイント

年間投資額の上限が拡大されます。

-  年間の投資額上限が100万円から120万円に20万円UP。
-  12の倍数となり、毎月の積立投資に便利な金額になります。

詳細は次ページから

ジュニアNISAが始まります。（2016年1月から申込み受付開始、4月より投資可能）

-  日本に住む0～19歳の未成年者が口座開設できます。（親権者が代理で資産運用）
-  年間の投資額上限は80万円。（5年間で最大400万円）
-  非課税期間はNISAと同様、投資した年から5年間。
-  20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます。
-  子、孫の将来に向けた資産運用のための制度です。

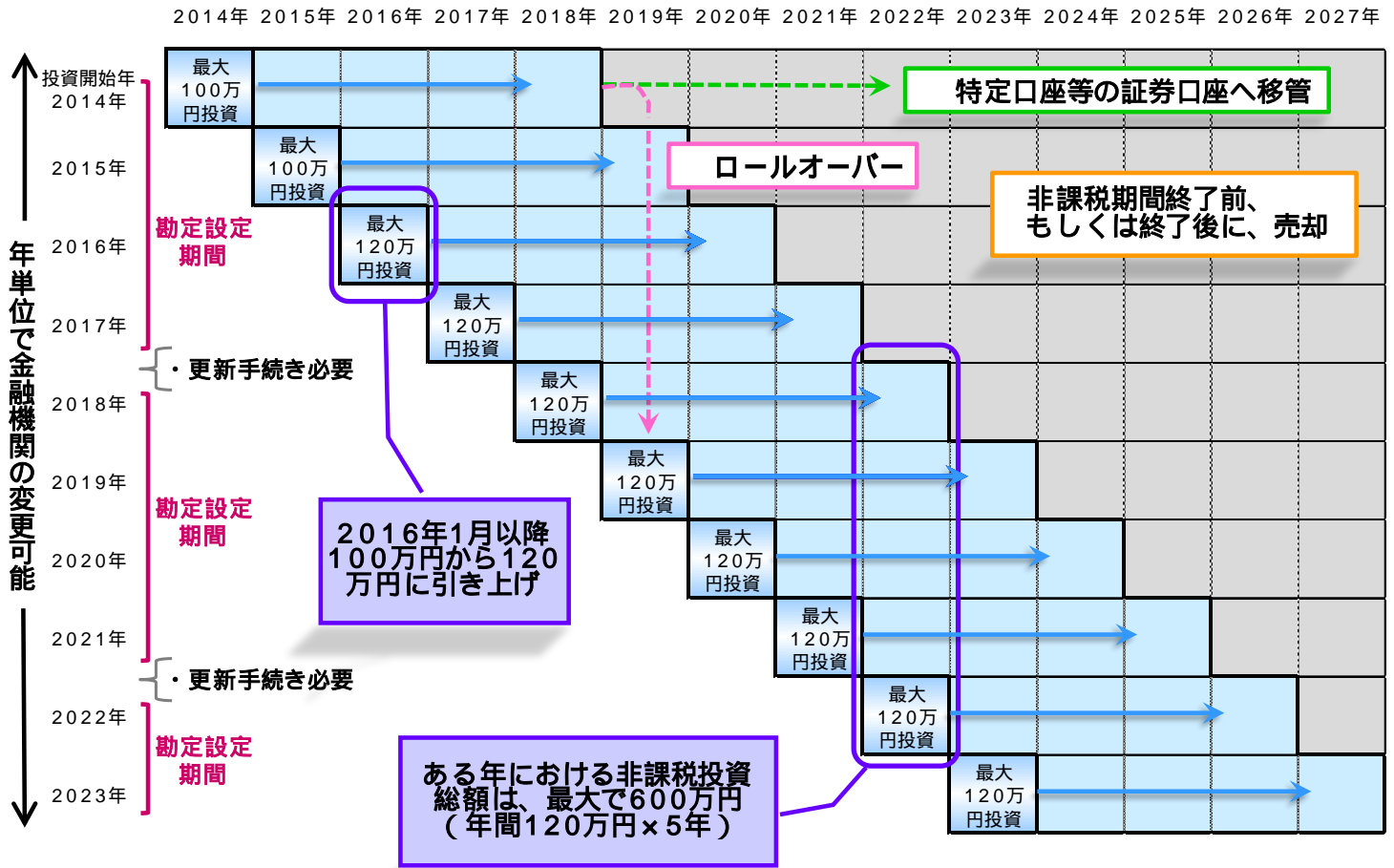
詳細は11ページから

当資料は、少額投資非課税制度（愛称：NISA「ニーサ」）についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。

当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

当ページ以降の内容は、主に、NISA・ジュニアNISAにおける公募株式投資信託の利用に関するご説明となります。

NISAの全体イメージ



当資料は、少額投資非課税制度(愛称:NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。
当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

NISAの概要について

Q1 どのような商品が非課税となりますか？

証券取引所に上場している株式やETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）、公募株式投資信託等の配当金や分配金、売買益等が対象です。

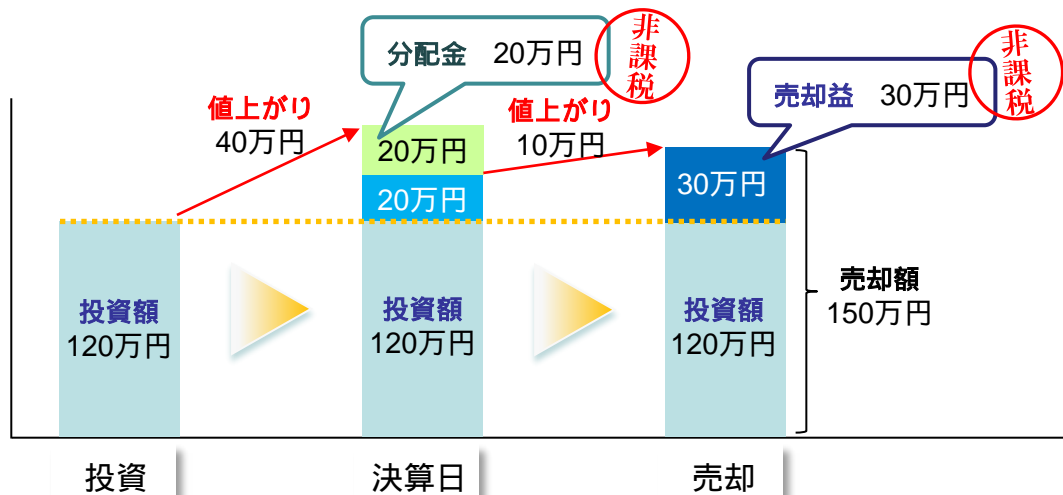
Q2 毎年いくらまで投資できますか？

毎年、新規の投資額で120万円（2016年1月以降）が上限です。
（手数料等は含みません。）
その年内であれば、一括でも分割でも投資できます。

Q3 非課税となる配当金や分配金、売買益には限度額がありますか？

NISA口座で保有する資産であれば、そこから発生する配当金や分配金、売買益は、金額に制限なく非課税になります。

非課税の対象＜イメージ＞



* 上図はイメージ図であり、上場株式や公募株式投資信託が必ず値上がりすること、およびその値動きの幅等を示唆・保証するものではありません。また、公募株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税であり、NISAによるメリットを享受できるものではありません。

当資料は、少額投資非課税制度（愛称：NISA「ニーサ」）についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。

当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

Q4 現在保有している資産を、NISA口座に移すことはできますか？

NISA口座に移すことはできません。NISAの対象になるのは、新規の投資に限られます。

Q5 NISA口座の資産はいつでも売却・換金できますか？

いつでも売却・換金できます。

* 公募株式投資信託の場合、投資した商品によっては、クローズド期間や換金請求不可日が設けられている場合があります。

Q6 非課税投資枠は、売却すれば何度でも利用できますか？

NISA口座の資産を売却しても、売却した分の非課税投資枠は再利用できません。ただし、翌年の1月以降であれば、売却に関係なく新たな非課税投資枠分として120万円（2016年1月以降）まで投資できます。

Q7 NISA口座内で、資産間のリバランスやスイッチングはできますか？

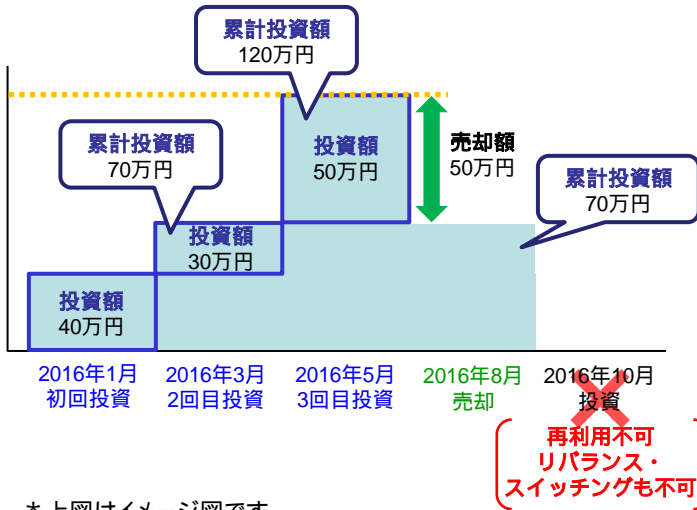
資産間のリバランスやスイッチングは、売却して新規に投資することになります。その年の非課税投資枠が残っていればできますし、使いきっていればできません。

当資料は、少額投資非課税制度（愛称：NISA「ニーサ」）についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。
当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

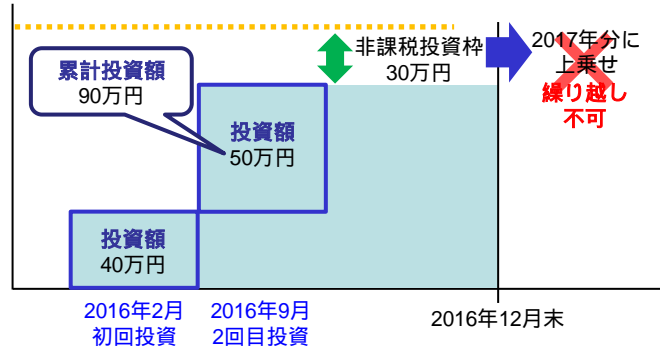
Q8 使わなかった非課税投資枠は、翌年に繰り越して使えますか？

使わなかった非課税投資枠がある場合でも、翌年への繰り越しはできません。

売却した場合<イメージ>



非課税枠を使いきらなかった場合<イメージ>



* 上図はイメージ図です。

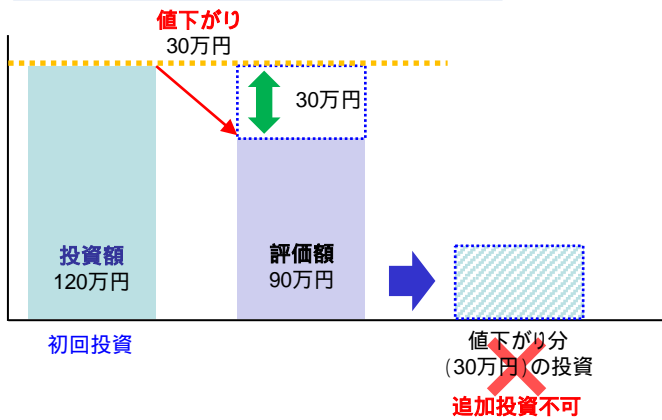
* 累計投資額がその年に1回も120万円に達していない場合、その残りの非課税投資枠の範囲内の金額でのリバランス・スイッチングは可能です。

Q9 NISA口座の資産が投資を開始した年内に値下がりした場合、追加投資はできますか？

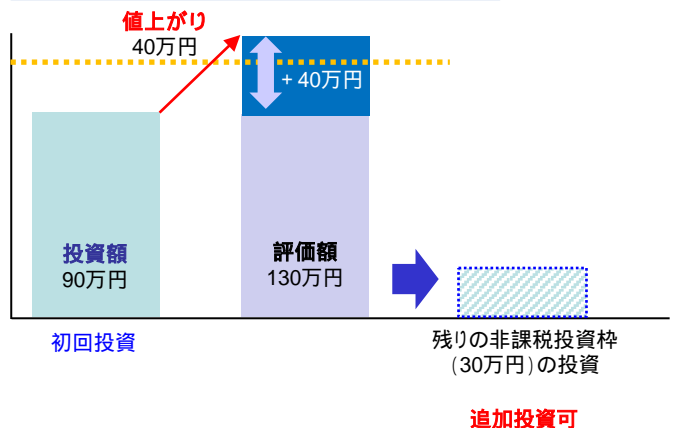
120万円（2016年1月以降）の非課税投資枠を全て使用していた場合には、追加投資はできません。

NISA口座では、投資時の投資額が利用額としてカウントされ、累積されます。したがって、非課税期間中に投資資産の値下がりがあったとしても、その分を非課税投資枠として再利用できません。また、非課税期間中の投資資産の値上がり分は、非課税投資枠の利用とはみなされません。

値下がりした場合<イメージ>



値上がりした場合<イメージ>



* 上図はイメージ図であり、上場株式や公募株式投資信託の値動きの幅等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、少額投資非課税制度（愛称：NISA「ニーサ」）についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。

当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

Q10 元本払戻金（特別分配金）の取扱いは、どのようになりますか？

分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）として受け取った分は、その分を非課税枠として再利用できません。

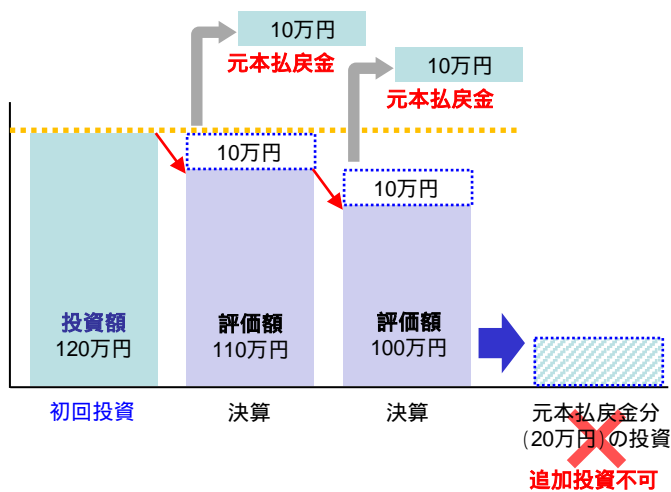
*元本払戻金(特別分配金)については、P.20をご確認ください。

Q11 NISA口座の資産の分配金再投資は、どのようになりますか？

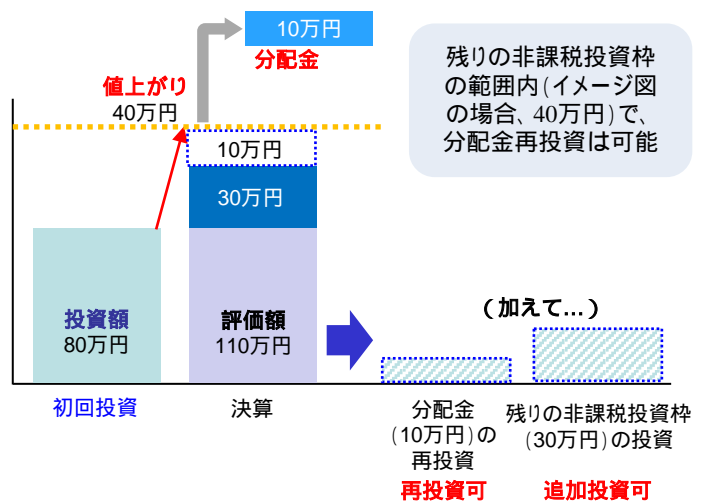
再投資する各年の非課税投資枠を利用することになります。その年の非課税投資枠を使い切っている場合には、利用できません。

なお、NISAにおける分配金再投資の取扱いは、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

元本払戻金（特別分配金）の取扱い<イメージ>



分配金再投資の取扱い<イメージ>



* 上図はイメージ図であり、上場株式や公募株式投資信託の値動きの幅等を示唆・保証するものではありません。また、公募株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税であり、NISAによるメリットを享受できるものではありません。
* 元本払戻金(特別分配金)については、P.20をご確認ください。

Q12 確定申告は必要ですか？

必要ありません。

Q13 特定口座等の証券口座で保有している資産と損益通算できますか？

損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。

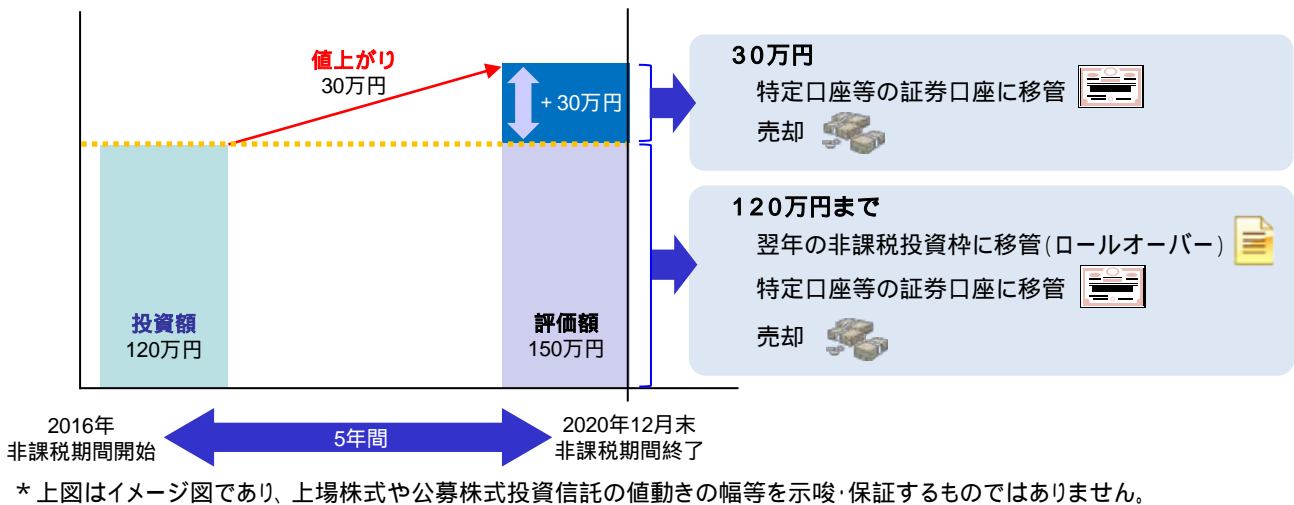
当資料は、少額投資非課税制度(愛称:NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。
当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

Q14 非課税期間が終わったら、NISA口座の資産はどうすればいいですか？

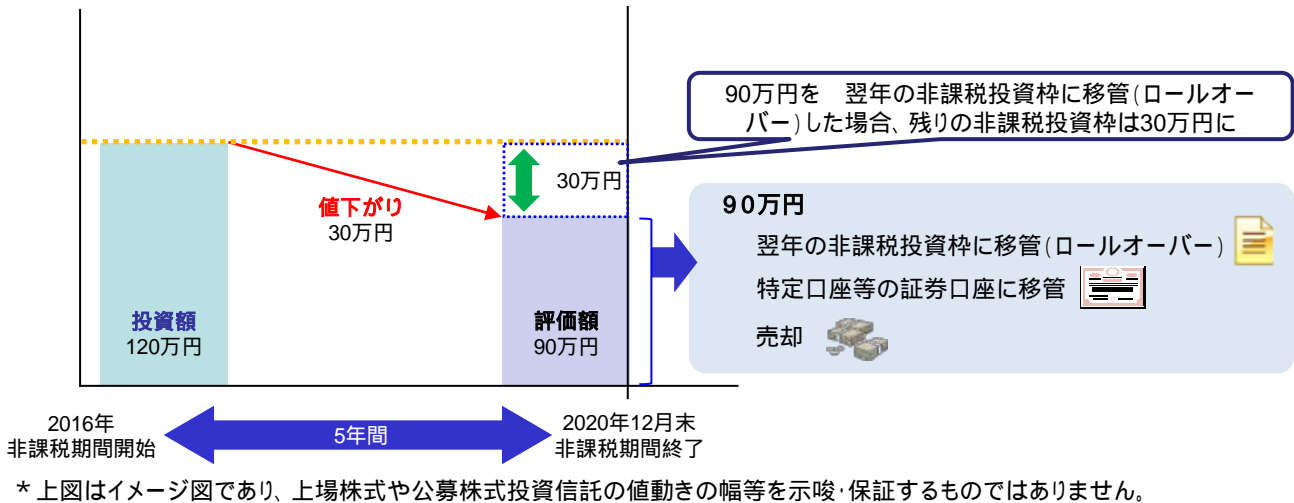
非課税期間終了時には、以下の3つの選択肢があります。

翌年の非課税投資枠がある場合は、時価で120万円（2016年1月以降）まで移管（「ロールオーバー」といいます）し、NISA口座で引き続きもう5年保有できます。
 特定口座等の証券口座へ移管できます。この場合、移管した時点の時価が資産の取得額となります。
 売却できます。

非課税期間終了時の時価が120万円超の場合＜イメージ＞



非課税期間終了時の時価が120万円以下の場合＜イメージ＞



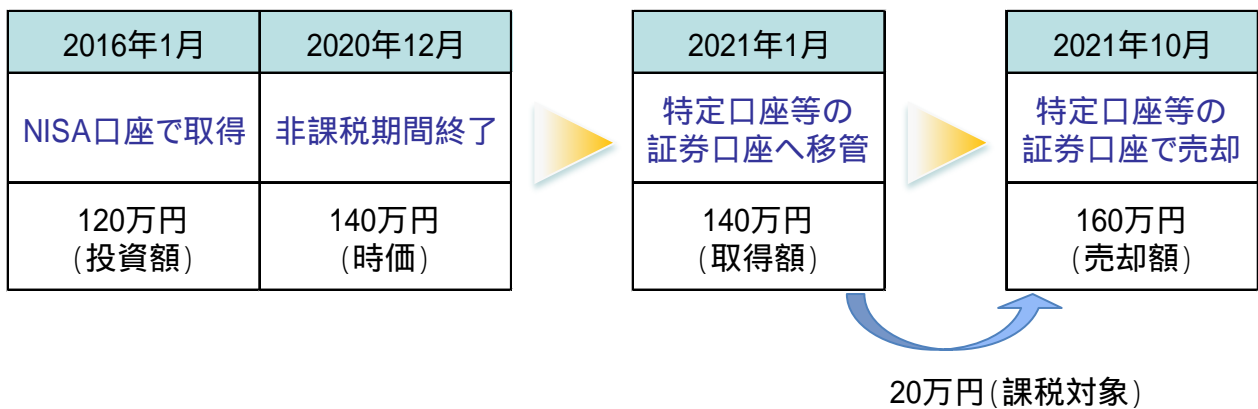
当資料は、少額投資非課税制度（愛称：NISA「ニーサ」）についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。
 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

Q15 非課税期間が終わった後は、配当金や分配金、売買益に税金がかかりますか？

非課税期間が終了し、資産を特定口座等の証券口座へ移管した後は、配当金や分配金、売買益は課税対象となります。

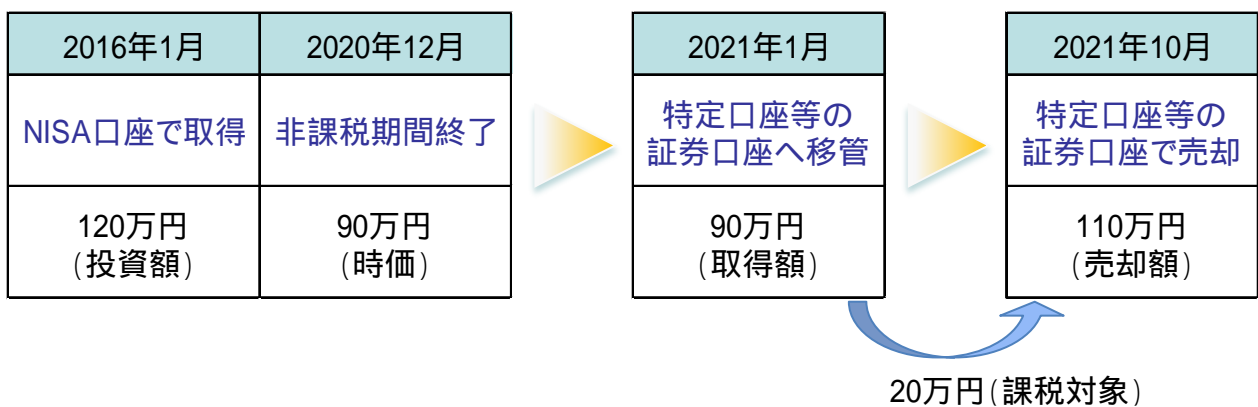
NISA口座で投資を始めたときの投資額にかかわらず、非課税期間終了時（移管日）の時価から値上がりした分は課税対象となりますので、注意が必要です。

投資開始時よりも値上がりした場合＜イメージ＞



* 上記はイメージであり、上場株式や公募株式投資信託の値動きの幅等を示唆・保証するものではありません。

投資開始時よりも値下がりした場合＜イメージ＞



* 上記はイメージであり、上場株式や公募株式投資信託の値動きの幅等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、少額投資非課税制度(愛称:NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。
当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

Q16 NISA口座を開設するには、どのような手続きが必要ですか？

NISA口座は、NISAを取り扱う銀行・証券会社等の金融機関で開設できます。口座の開設には、以下の書類が必要です。各金融機関は、税務署を通じてNISA口座が二重に開設されていないか確認をすることになっています。

非課税適用確認申請書
非課税口座開設届出書
住民票の写し*等

なお、金融機関によって、手続きが異なる場合があります。

*住民票の写し：

市区町村で交付されたものを指し、住民票の写しのコピーでは受付られません。指定の基準日における住所が証明できるものをご用意ください。

また、引っ越しをした場合等も、基準日における住所が証明できるよう、転入日や転入前の住所がわかるような記載、転入履歴のわかる戸籍の附票等の取得が必要です。書類の有効期限（提出前6ヵ月以内の作成）にもご注意ください。

Q17 NISA口座開設後に、金融機関は変更できますか？

2015年1月1日以降は、一定の手続きのもと、年単位で金融機関を変更することができます。ただし、NISA口座で既に上場株式等を購入している場合（再投資を含む）、その年は金融機関の変更ができません。

Q18 NISA口座を複数開設できますか？

全ての金融機関を通じておひとりさま年間1口座のみ開設できます。なお、年単位で金融機関を変更する手続きをした場合、複数の金融機関でNISA口座を保有することになります。その場合でも、各年において1つのNISA口座でしか買付けすることができません。

当資料は、少額投資非課税制度（愛称：NISA「ニーサ」）についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

Q19 NISA口座は毎年手続きをする必要がありますか？

一度開設すれば、毎年手続きをする必要はありません。
 ただし、NISA口座の開設が可能な2014年～2023年の10年間は、3つの勘定設定期間に区切られており、勘定設定期間ごとに更新の手続きが必要です。手続きには、新たに住民票の写し等（指定の基準日における住所が証明できる書類）が必要です。

	勘定設定期間	住民票の写し等の基準日
	2014年～2017年（4年間）	2013年1月1日
	2018年～2021年（4年間）	2017年1月1日
	2022年～2023年（2年間）	2021年1月1日

Q20 利用者に制限はありますか？

投資を開始する年の1月1日現在で、満20歳以上で日本にお住まいの方（海外に居住される方は対象外です）なら、どなたでも利用できます。所得による制限もありません。

Q21 NISA口座の開設後、海外に転居した場合はどうなりますか？

NISAの利用は、日本にお住まいの方に限られます。海外に居住される方は対象外となります。NISA口座を開設した後で海外に転居される場合は、一度NISA口座を廃止する手続きが必要です。出国に伴ない廃止したNISA口座は、2015年1月1日以降は、帰国後の再開設が可能です。

なお、出国前にNISA口座で保有していた上場株式等は課税口座に移管され、非課税の適用を受けられなくなります。また、課税口座に移管された上場株式等を帰国後に再開設したNISA口座に移管することはできません。

当資料は、少額投資非課税制度（愛称：NISA「ニーサ」）についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等に変更される可能性があります。
 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジュニアNISAの概要について

Q22 2016年から始まるジュニアNISAはこれまでのNISAと何が違うのですか？

投資対象など基本的なしくみは同じですが、取扱いが異なる点もあります。

ジュニアNISAとNISAとの比較

ジュニアNISA	比較内容	NISA
0歳～19歳の居住者など	制度利用者	20歳以上の居住者など
80万円	年間投資上限額	120万円（2016年1月以降）
上場株式、公募株式投信等	非課税対象商品	上場株式、公募株式投信等
2016年4月～2023年12月末*1まで	投資可能期間	2023年12月末まで
投資した年から最長5年間	非課税期間	投資した年から最長5年間
親権者等	運用者	本人
18歳まで*2払出し制限*3	払出し	払出し自由

*1 2023年12月末以降、当初の非課税期間(5年間)の満了を迎えても一定の金額までは、20歳になるまで引き続き非課税で保有できます。

*2 3月31日時点で18歳である年の前年12月31日まで。

*3 災害時やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。

Q23 年齢制限はありますか？

ジュニアNISA口座を開設しようとする年の1月1日現在で、0歳以上19歳以下で日本にお住まいの方であれば、原則どなたでもご利用できます。

口座開設は2016年1月以降、実際の投資は2016年4月1日以降に受渡しとなる取引からできるようになります。

Q24 いくらまで投資できますか？

毎年、新規の投資額で80万円が上限です。（手数料等は含みません。）

その年内であれば、一括でも分割でも投資できます。

当資料は、少額投資非課税制度(愛称:NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。

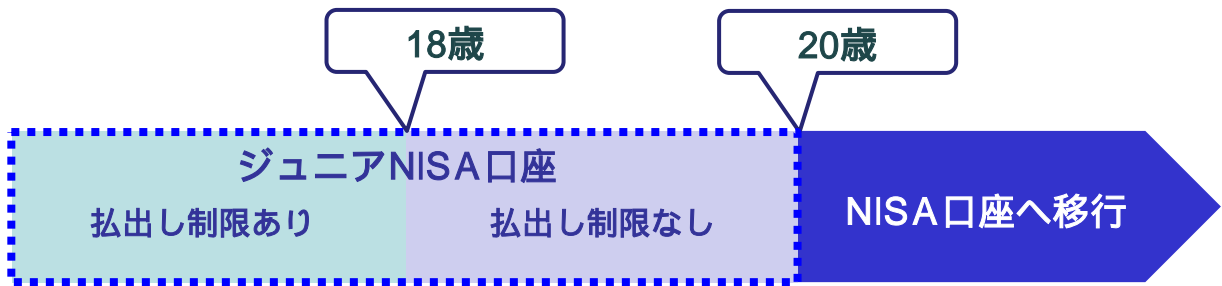
当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

Q25 子ども本人が運用することはできますか？

原則として、ジュニアNISA口座の開設や運用・資金管理は、親権者等の方が代理で行うことになっています。また、家族間で非課税枠を融通することはできません。

Q26 「払出し制限」とは、どういうものですか？

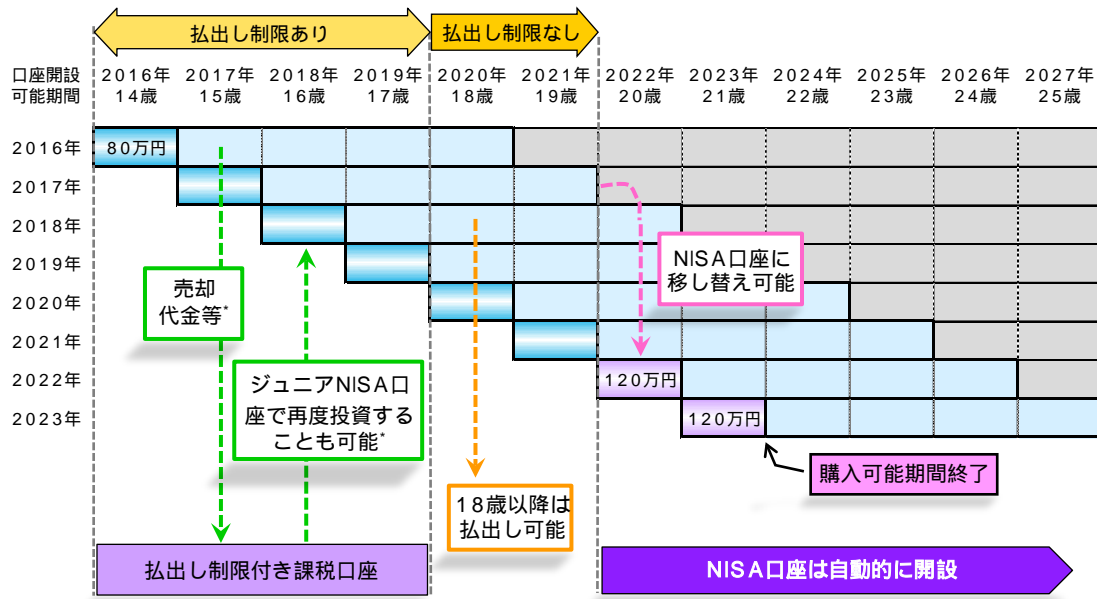
3月31日時点で18歳である年の前年末まで、ジュニアNISA口座からの分配金や売却代金等の払出しはできません。万が一、途中で払出す場合、過去の利益に対して課税されます。なお、災害等のやむを得ない場合には、非課税で払出すことができます。



* NISA口座は自動的に開設され、20歳になった年の翌年から移行します。1月1日が誕生日の場合は、1月1日から年間120万円の投資が可能になります。

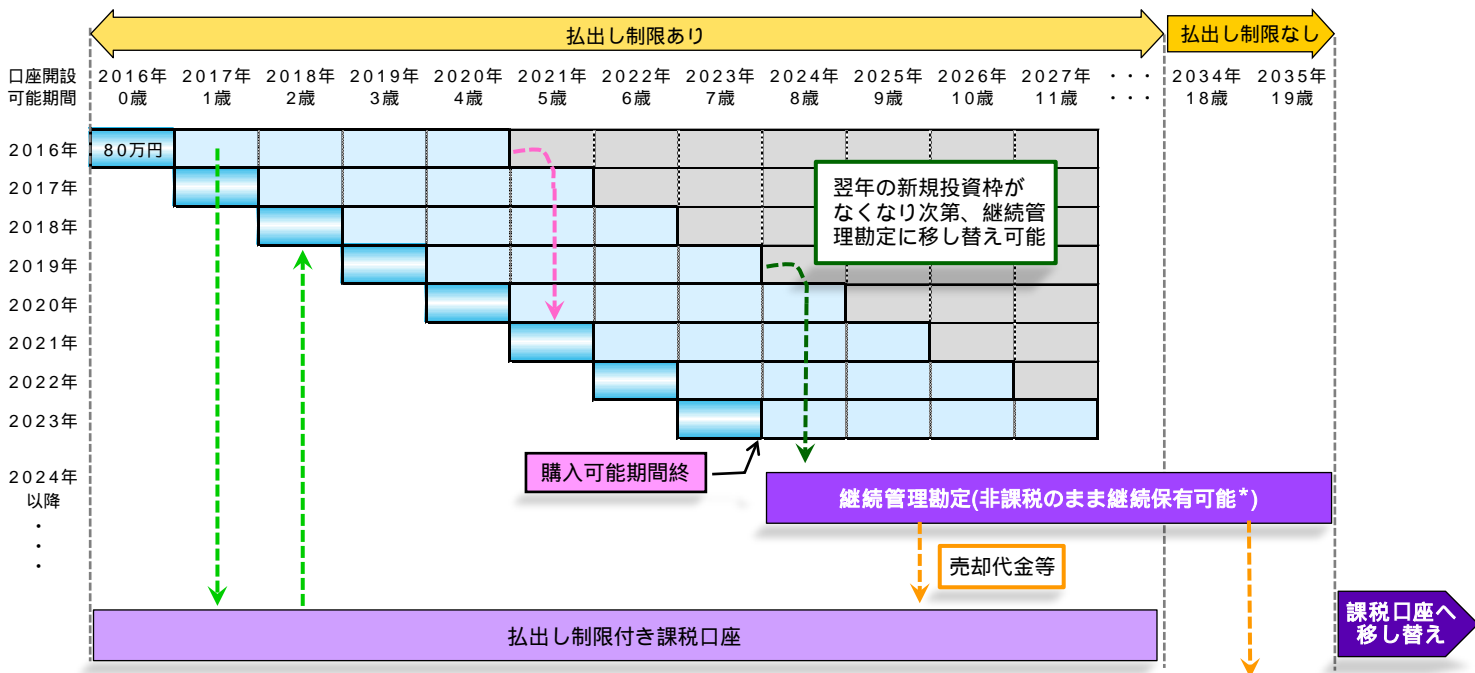
当資料は、少額投資非課税制度(愛称:NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。
当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

2022年1月1日までに20歳になる場合の例



* ジュニアNISA口座内の投資信託等を、売却せず払出し制限付き課税口座に移すことも可能です。反対に、払出し制限付き課税口座内の投資信託等を、ジュニアNISA口座に移すことはできません。

20歳になる前にジュニアNISAが終了する場合の例



* 継続管理勘定では、2024年以降、1月1日時点において20歳である年の前年12月31日まで、非課税のまま継続保有が可能です。非課税期間が終了した各年分の時価80万円を越えない範囲で移管可能です。

* 継続管理勘定では、継続保有や途中売却は可能ですが、新規投資はできません。

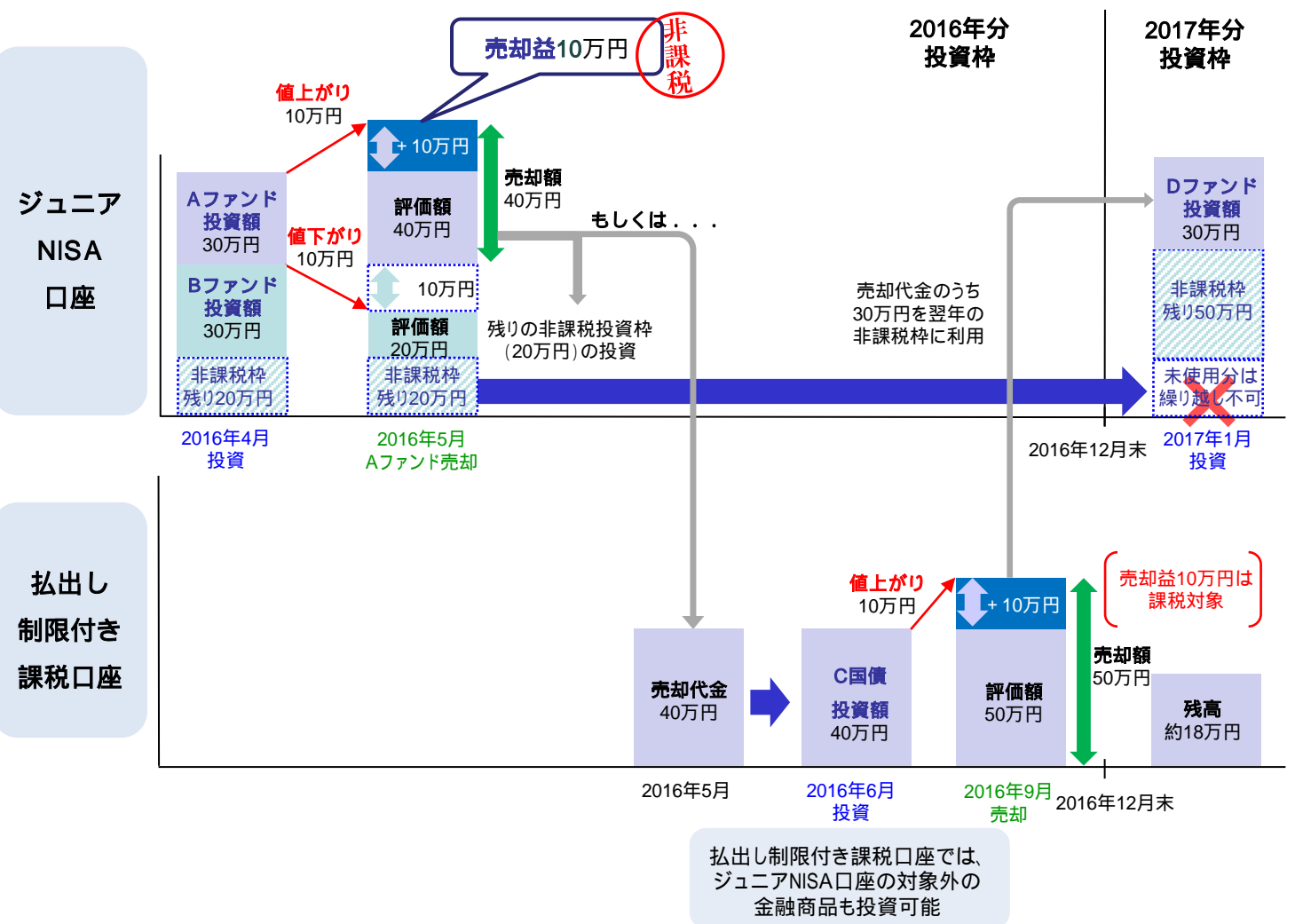
当資料は、少額投資非課税制度(愛称:NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。

当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

Q28 「払出し制限付き課税口座」とはどのようなものですか？

18歳になるまでは、原則としてジュニアNISA口座からの払出しはできません。そのため、ジュニアNISA口座で保有する投資信託の分配金や売却代金等は、非課税枠の範囲内で再投資する場合を除き、払出し制限付き課税口座で管理されます。

ジュニアNISA口座と払出し制限付き課税口座<イメージ>



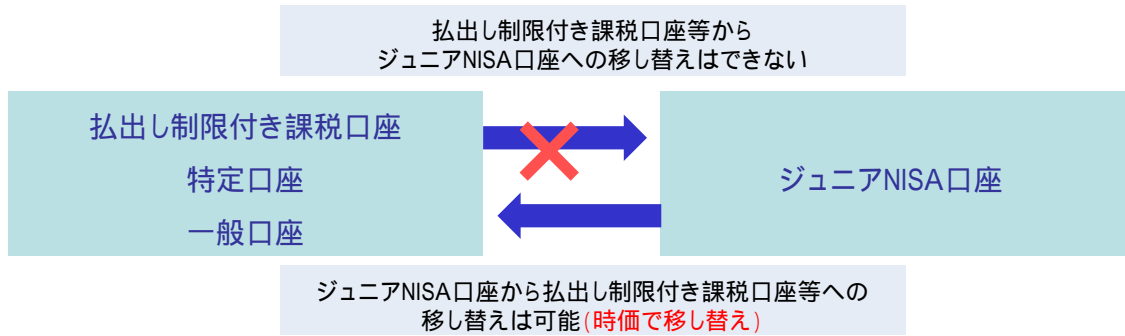
* 上図はイメージ図であり、上場株式や公募株式投資信託、債券等の値動きの幅等を示唆・保証するものではありません。
* 2016年以降、特定公社債等に該当する公社債等の売却益は課税対象となります。源泉徴収により20,315円(10万円×20.315%)が課税され、Dファンドへの投資額を除いた残高は179,685円となります。

当資料は、少額投資非課税制度(愛称:NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

Q29 特定口座で保有する投資信託をジュニアNISA口座に移すことはできますか？

既に保有している商品をジュニアNISA口座に移すことはできません。非課税の対象は、ジュニアNISA口座で新たに投資した株式や投資信託などです。

ジュニアNISA口座とその他の口座



Q30 ジュニアNISA口座での利益や損失は、他の口座と損益通算できますか？

ジュニアNISA口座での売却などによる損益は、ジュニアNISA口座以外で生じた損益と通算することはできません。また、翌年以降に繰り越すこともできません。

Q31 ジュニアNISA口座を開設するには、どのような手続きが必要ですか？

ジュニアNISA口座の開設には、以下の書類が必要です。口座の開設は、1人1口座1金融機関のみとなりますので、各金融機関は、税務署を通じてジュニアNISA口座が二重に開設されていないか確認をすることになっています。

- 未成年者非課税適用確認書の交付申請書
- 未成年者口座開設届出書
- 個人番号カード*等

なお、金融機関によって、手続きが異なる場合があります。

*個人番号カード：

平成27年10月から国民全員に個人番号が付番され、個人番号を記載した通知カードと個人番号カードの交付申請書が送付されます。

個人番号カードの交付を希望する場合、市区町村への申請により平成28年1月から交付されます。

個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期限等が記載され、公的な身分証明書として利用できるほか、様々な場面でサービスが検討されています。

当資料は、少額投資非課税制度(愛称:NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。

当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ご参考 NISAと投資信託の活用法

「NISA（ニーサ）」をきっかけに、大切なお金を預貯金だけでなく、初めて投資信託に投資して、資産運用を始めるという方もいらっしゃるでしょう。

投資信託は、利益（リターン）を期待できる一方で、価格が変動するリスクもある金融商品です。投資信託に投資する前に、知っておきたい資産運用の基本について学び、ご自身にあった運用方法を考えてみましょう。

STEP 1

資産運用を始める前に、まず、ご自身の持っているお金を「使いみち」や「使うまでの時間」によって分類し、資金の性格に合わせ、ライフステージ（ご年齢）等も考慮して運用方法を考えていきます。

お金の性格は？

・当面使う予定がないお金
・ある程度リスクを取って運用し、将来に備えたいお金
外貨預金、外貨MMF、投資信託、株式 等



・日常の生活費等、いつでも引き出し可能なお金
・いざという時に備えるお金

預貯金（普通預金）、MMF 等

・近い将来、使う予定があるお金
・使う時期までに少しでも増やしておきたいお金

預貯金（定期預金）、個人向け国債 等

* 上図はイメージ図です。また、記載の金融商品を推奨・勧誘するものではありません。

ライフステージは？

20代

現在の収入はあまり多くはありませんが、自由に使えるお金の割合は比較的高い20代。また、今後、収入が増加していくことが期待できるため、少額でも余裕資金の一部で将来への備えを始める意識を習慣づけることが大切です。

30～40代

結婚、出産、教育、住宅購入等、支出が多い30～40代。目先の支出に目が行きがちですが、将来を見据えて、できるだけ早めに収益性資金の割合を少しずつでも増やしていくことが大切です。

50代

お子さまが独立しはじめ、徐々に支出も減少していく50代。セカンドライフを視野に入れて、安全性資金と収益性資金のバランスを図りながら資産運用することが大切です。

60代

セカンドライフを迎えた世代は、現役時代に蓄えた資産を取り崩しながらも、できるだけ減らさないように資産運用することが大切です。

* 上記は資産運用とライフステージの一例であり、すべてを示したものではありません。

当資料は、少額投資非課税制度（愛称：NISA「ニーサ」）についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。

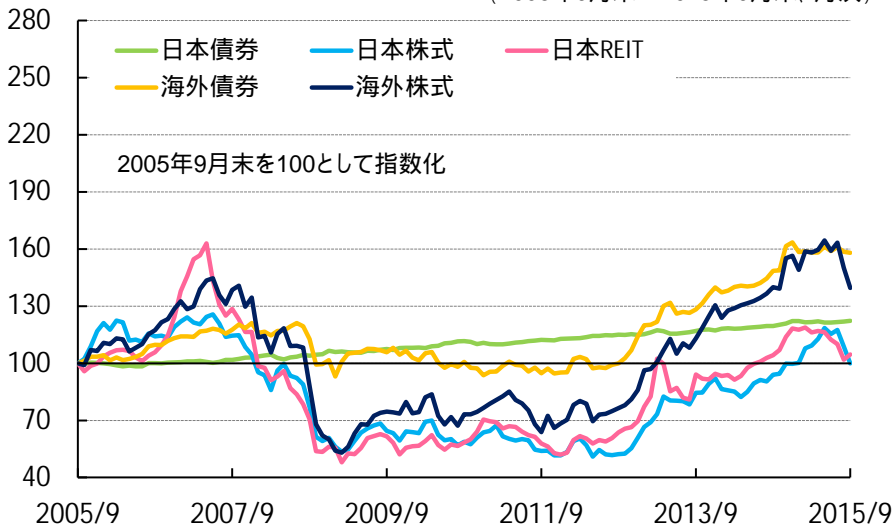
当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

STEP 2

お金の分類ができれば、主に収益性資金をどのように運用するのか（運用方法）を考えていきますが、その前にさまざまな資産の値動きの特性（リスクとリターン）について把握しておきましょう。

主要な資産の値動き推移

(2005年9月末～2015年9月末、月次)



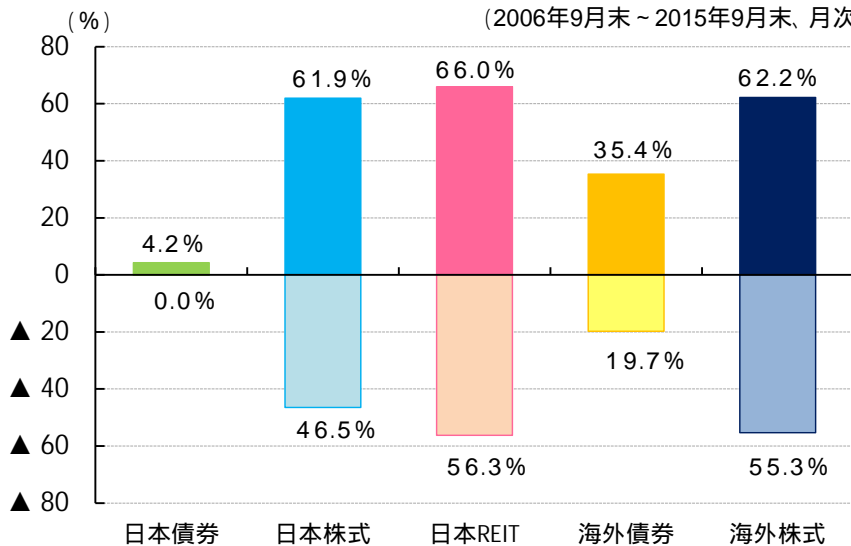
主要な資産の過去10年間の値動き推移を比較してみると、債券は株式やREITと比べて相対的に値動きが安定している一方、株式やREITは大きな値上がり期待できる半面、大きく下落する可能性もあることがわかります。また、日本債券と海外債券の値動きを比較すると、為替変動の影響を受ける海外債券のほうが値動き幅が大きくなる傾向があります。

出所：ブルームバーグ、Fundmark/DL

* 上記グラフは過去の実績であり、将来の実際の動向等を示唆・保証するものではありません。

主要資産の1年間投資収益率の最大値と最小値の比較

(2006年9月末～2015年9月末、月次)



左のグラフは、主要な資産に1年間投資した場合の収益率について、その最大値と最小値を示したものです。この最大値と最小値の幅が大きいほど、価格の振れ幅が大きい、つまり「リスク」が大きいということになります。一般的に、大きな値上がりが期待できる資産は、リスクも大きくなる傾向があります。

出所：ブルームバーグ、Fundmark/DL

* 1年間投資収益率の計測期間は、2005年9月末～2015年9月末です。

* 上記グラフは過去の実績であり、将来の実際の動向等を示唆・保証するものではありません。

日本債券：NOMURA-BPI(総合)、日本株式：TOPIX、日本REIT：東証REIT指数、海外債券：シティ世界国債インデックス(国内投信用)、海外株式：MSCIコクサイ指数(米ドルベース)を、東京海上アセットマネジメントが独自に円換算

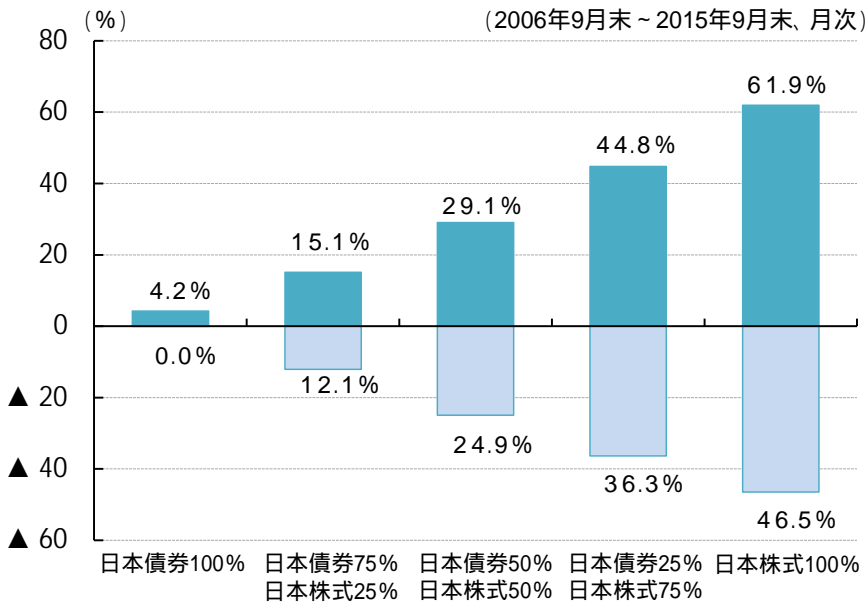
当資料は、少額投資非課税制度(愛称：NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。

当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

STEP 3

さまざまな資産の値動き特性を把握したら、ご自身の資産運用のスタイルやその目的（積極的に資産の成長を目指したい、安定性を重視したい等）に合った運用方法を定めます。

日本債券と日本株式に分散投資した場合の1年間投資収益率の最大値と最小値



左のグラフは、日本債券と日本株式にさまざまな比率に分けて投資した場合の1年間投資収益率の最大値と最小値を比較したものです。日本株式と比べて相対的にリスクが小さい日本債券の比率が高いほど、資産全体のリスクが小さくなるのがわかります。このことから、安定性を重視した資産運用を希望される方は、リスクが小さい投資対象資産の比率を高く、一方、積極的に資産の成長を目指したい方は、リスクは大きいものの、値上がり期待も高い投資対象資産の比率を高めればよい、ということがわかります。

出所：ブルームバーグ、Fundmark/DL

* 1年間投資収益率の計測期間は、2005年9月末～2015年9月末です。

* 各月末に各配分比率にリバランスして算出しています。

* 上記グラフは過去の実績であり、将来の実際の動向等を示唆・保証するものではありません。

日本債券：NOMURA-BPI(総合)、日本株式：TOPIX

ご自身に合った運用方法が決まったら資産運用を始めてみましょう。

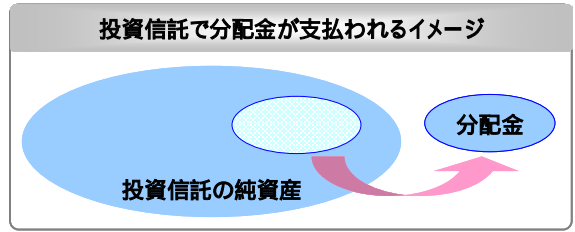
その際に、気を付けていただきたい点は、「複数の投資対象に分散させる」ということです。値動きの幅や方向性が異なる複数の資産に投資をすることで、資産全体の値動きが緩やかになる効果が期待できるからです。

当資料は、少額投資非課税制度(愛称:NISA「ニーサ」)についてご理解いただく目的で東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、特定の商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、当資料作成時点の税制等に基づくものであり、今後、税制等は変更される可能性があります。

当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

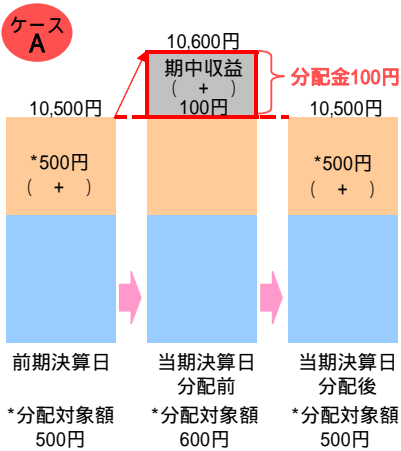
収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

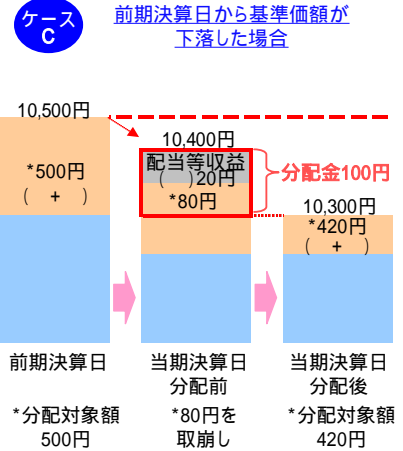
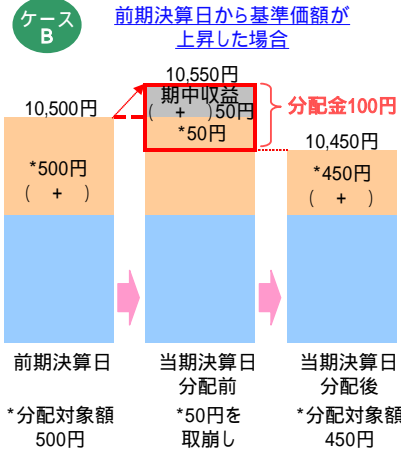


分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益(経費控除後) 有価証券売買益・評価益(経費控除後) 分配準備積立金 収益調整金

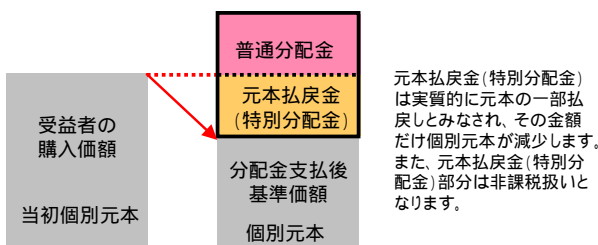
上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
- ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円 = 50円
- ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円 = 100円

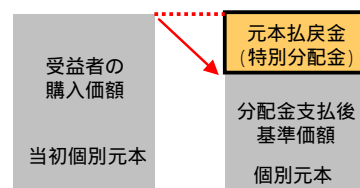
A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

東京海上アセットマネジメントからのお知らせ

【投資信託に係るリスクについて】

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をします。これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。投資信託は、**預貯金や保険と異なります。**また、**投資元本が保証されているものではなく、**基準価額の下落により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります。**個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

【投資信託に係る費用について】

購入時に直接ご負担いただく費用 …… 購入時手数料 **上限3.24%(税込)**
 換金時に直接ご負担いただく費用 …… 信託財産留保額 **上限1.0%**
 保有期間中に間接的にご負担いただく費用 …… 信託報酬 **上限2.052%(税込)**
 その他の費用 …… 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等でご確認ください。

< ご注意 >

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、弊社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(目論見書)や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<http://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク 0120-712-016

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- n 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- n 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- n 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- n 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- n 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- n 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- n 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- n 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。



ご照会先

「東京海上アセットマネジメント サービスデスク」

サービスデスク 0120-712-016

《土日祝日・年末年始を除く9時～17時》